

令和3年第1回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和3年1月26日							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 第1会議室							
開 会	令和3年1月26日 午後2時45分							
閉 会	令和3年1月26日 午後4時25分							
議 長	渡邊 清彦							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	金子 一男	欠席		大塚 明夫	欠席	荒川 功	欠席
	2	渡邊 秋夫	出席		岩崎 新一	欠席	栗原 弘喜	欠席
	3	島田 眞佐雄	出席		長島 依子	欠席	細野 清	欠席
	4	中島 栄司	出席		中根 新一	欠席	新井 浩一	欠席
	5	藤井 廣一	出席		河野 勇	欠席	大賀 文吉	欠席
	6	武井 正光	出席		矢部 英利	欠席	金子 俊昭	欠席
	7	島田 豊	出席		加藤 勇	欠席	飯野 義男	欠席
	8	加藤 豊	出席		塚越 秀夫	欠席	伊藤 清	欠席
	9	酒卷 貞夫	出席		武井 正夫	欠席	三ツ木 宏之	欠席
	10	渡邊 清彦	出席		卯月 良治	欠席		
	11	小林 町子	出席		金子 善行	欠席		
	12	薊 勇	出席		新井 憲一	欠席		
13	川邊 晃	出席	新井 清作	欠席				
議事録署名人		渡邊 秋夫・中島 栄司						
議事参与		堀越 延年・野本 佳永						
書 記								

会議事件名

- 議案第1号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について
- 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

顛末

開会 午後2時45分

【会長代理】 これより、令和3年第1回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 訂正が1カ所ございます。議案第1号 農地法第3条の規定に関する件の番号1、権利の種類欄、「地上権の設定」とありますが、「区分地上権の設定」ですので訂正をお願いいたします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号2番 渡邊 秋夫 委員・番号4番 中島 栄司 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。
議案第1号 農地法第3条の規定に関する件
区分地上権の設定 1件 1筆
番号1
受人は果樹を中心とした農業経営を行っています。営農型太陽光発電設備の下で、ブルーベリーの作付け及び太陽光発電による土地の有効利用と売電による安定収入を得るための申請です。営農型発電設備の下部の農地の空中に設置する区分地上権等の設定のための農地法第3条第1項の許可については、農地法第3条第2項ただし書の規定により、同項各号の要件を満たす必要はありません。また、先月の農地法第5条許可申請許可相当判断により、営農の適切な継続や周辺農地に係る営農条件についても支障なしと判断されていることから、申請地を効率的に利用できるものと認められるため、許可条件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号1について調査してまいりました。本申請は、農地に支柱を立てて、上部空間に太陽光パネルを設ける営農型太陽光発電設備を設置するということですが、農地には申請人がブルーベリーを作付けする計画となっております。今回の申請は太陽光パネル部分にかかる区分地上権の設定をするためのもので、太陽光パネル設置による周辺農地の日照についても配慮した計画となっており、一時転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【渡邊秋夫 農業委員】	区分地上権は登記上どのような扱いになるのか。
【事務局】	登記は義務になります。
【議長】	ありがとうございます。それでは採決を行います。議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第1号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <p>所有権移転 2件 2筆</p> <p>使用貸借権の設定 4件 4筆</p> <p>番号1</p> <p>受人は、現在市内の借家で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、</p>

	自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を受人の父から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	番号1について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するというので、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置するとのことです。また、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障のおそれがなく問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号2について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号2 受人は、現在市内の実家で暮らしています。独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

【川邊 晃 農業委員】	<p>番号2について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、隣接農地との境界にはマウントアップを設置するとのことです。また、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障のおそれがなく問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号3について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号3 受人は、現在市内の借家で家族3人暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を受人の父から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【川邊 晃 農業委員】	<p>番号3について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置するとのことです。また、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障のおそれがなく問題ないと判断します。</p>

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号4について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号4</p> <p>受人は、市外に事務所を置き、申請地の隣地において就労移行支援施設を運営しております。現在、市内にある就労移行支援施設において、施設内を職員用の駐車場及び送迎者の発着所として利用していますが、狭く危険なため、施設外に職員用の駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、隣接地である本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【川邊 晃 農業委員】	<p>番号4について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するということで、隣接農地との境界には既存のコンクリートブロックがあります。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障のおそれがなく問題ないと判断します。</p>
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号5について内容説明を事務局にお願いいた

	<p>します。</p>
【事務局】	<p>番号5 受人は、現在市内の実家で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を受人の母から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【酒巻貞夫 農業委員】	<p>番号5について調査してまいりました。申請地は農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、隣接農地との境界には溝を設置するとのことです。また、雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障のおそれがなく問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号6について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号6 受人は、市内にて土木建設業を営んでおります。申請地の隣地にある資材置場の拡張の計画があり、1月中には申請地を含んだ農地について、資材置場の拡張を目的とする農用地除外申出を市農政課に申出する計画です。その申出期間</p>

	<p>中の車両の進入路として土地を探していたところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【酒巻貞夫 農業委員】	<p>番号6について調査してまいりました。申請地は、農業振興地域内の農用地、いわゆる青地（原則不許可農地）ですが、今回は資材置場の利用のための進入路として、一時転用の申請です。しかし、今回の申請は車両の搬入路としての一時転用で「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。車両の進入路を設置するというので、申請地には鉄板を引きます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障のおそれがなく問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>（全員挙手）</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第2号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。番号1について、中島栄司農業委員より議案説明をお願いいたします。</p>
【中島栄司 農業委員】	<p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 番号1 この件につきまして、令和3年1月21日に事務局とともに申請地の調査を行</p>

	<p>いました。本案件の審査対象となる農地は適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、適格者と認定してよろしいと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>それでは採決を行います。議案第3号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号1について、島田眞佐雄農業委員より議案説明をお願いいたします。</p>
【島田眞佐雄農業委員】	<p>議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願 番号1 この件につきまして、令和3年1月20日に事務局とともに調査したところ、番号1について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。</p>
【議長】	<p>ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>それでは採決を行います。議案第4号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり承認いた</p>

します。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。

続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。

令和2年12月11日～令和3年1月12日受付分

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

所有権の移転	8件	14筆	1,853.91㎡
--------	----	-----	-----------

合計届出件数	8件	14筆	1,853.91㎡
--------	----	-----	-----------

これらは、全て会長専決でございます。

続いて、その他の件について、農業委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず、農業委員の方から何かありますか。

(特になし)

最後に事務局から何かありますか。

【事務局】

- ・農業委員会からのお知らせについて
- ・農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の改選について

【会長代理】

これをもちまして、令和3年第2回定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例会は令和3年2月25日（木）午後2時00分より、場所は川里農業研修センター会議室にて開催します。

閉会 午後4時25分